

沖縄県農林産物等に関する証明書発行事務処理要領

(平成 27 年 6 月 1 日 沖縄県農林水産部長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、平成 27 年 5 月 15 日以降、台湾政府により実施されている日本産食品の輸入規制強化において、都道府県名を明記した産地証明書の発行を求められていることを受け、輸出する農林産物および飼料（以下「農林産物等」という。）の産地証明書発行条件及び手続きについて定めるものとする。

(証明書発行の対象となる農林産物等)

第 2 条 証明書発行の対象となる農林産物等は、食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品）である。

(証明書の発行要件)

第 3 条 証明書を発行する農林産物等は、次のとおりとする。
沖縄県内で収穫された農産物、畜産物、林産物の生鮮食品

(証明書の申請手続き)

第 4 条 証明書の発行を申請する者は、以下に掲げる書類を提出するものとする。なお、外国語による証明書類の場合、その日本語訳を添付することとする。

(所定様式)

- ・別記様式 1 委任状 ※ 手続を委任する場合のみ
- ・別記様式 2 輸出食品等に関する証明申請書
- ・別記様式 3 輸出証明書

(輸出証明書記載事項が確認できる書類)

- ・インボイス（送り状）（注 1）
- ・パッキングリスト

(最終加工地を確認できる書類)

- ・商品ラベルのコピーや商品の写真（注 2）

(注 1) インボイス等に記載の内容（出発地、到着地、航空便名等）に変更があった場合、速やかにその内容が分かる書類（B/L もしくは AWB、積戻許可通知書等）を提出すること。

(注 2) 製造者の住所と最終加工地の所在地が異なる場合、その両方が分かる書類を提出すること。また、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出を行っている場合、その届出書の写しを提出することとし、係る書類が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を提出すること。

(申請先)

第5条 第4条に基づく申請先は、別表1に定める各課とする。

2 水産物及び加工食品に関する取扱は別に定める。

(証明方法)

第6条 担当課は、前条に基づき申請書を受理した場合、申請内容を審査確認の上、適当と思われる場合は、輸出申請書に「沖縄県農林水産部課長」印を押印した証明書を発行する。

(検査)

第7条 申請にあたり、違反等があった場合には、速やかに沖縄県農林水産部長あて報告するとともに、検査等に対して協力を行うものとする。

2 申請内容の証明について、違反や疑義等により、必要と認められる際には、職員による事務所や生産現場での実地検査を行うものとする。

(取消し)

第8条 県は、申請の内容が事実と異なることが判明したとき、又は事業者が第7条に基づく検査に応じない場合は、証明書の発行を取消することができる。

(その他)

第9条 証明書の発行申請にあたっては、書類不備等による書類補正の期間を勘案し、相当程度期間にゆとりをもって申請すること。

2 この要領に基づく証明書による食品等の輸出に係る事項に対する一切の責任は申請者が負うものとする。

3 本証明書は、日本政府と台湾政府との様式取り決めがなされない中で、県として独自に発行したものであることから、台湾税関における円滑な通関を保証するものではないことに留意すること。

第10条 この要領に定めるもののほか、証明書の発行に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

【申請窓口の考え方】

輸出品目	農林水産部	商工労働部
沖縄県産農林水産物 ※水産物については、「沖縄県水産物等に関する証明書発行事務処理要領」により、水産課を窓口とする。	○	
加工食品 ※農林水産物との混載については、それぞれで別途申請書を提出する。	△	○

※ 県外農林産物（生鮮食品）については、産地都道府県への申請を基本とする。

【窓口担当課一覧】

主な対象内容	所管課名
園芸品目	沖縄県農林水産部 流通・加工推進課
特産品目	糖業農産課
畜産物及び飼料	畜産課
林産物	森林管理課
上記以外で分類できない生鮮品	流通・加工推進課

(参考)

加工食品	沖縄県商工労働部 国際物流商業課
------	------------------